

森林環境譲与税について

◎ 森林環境譲与税とは

森林環境譲与税は、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(以下「法律」という。)に基づき、適切な森林整備を進めるため、国から市町村及び都道府県に譲与されるもので、平成31年度(令和元年度)から譲与が始まりました。

◎ 用途とその公表

森林環境譲与税は、法律でその用途が決まっており、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

さらに、法律第34条第3項の規定により、市町村はインターネットの利用等により用途を公表しなければならないこととされています。

◎ 神流町の用途

用途については、次ページ「森林環境譲与税を活用した事業の実施状況」をご確認ください。

お問合せ先

神流町役場 産業建設課 林業係

電話 0274-57-2111(内線202)

FAX 0274-57-3399

森林環境譲与税を活用した事業の実施状況

(令和元年度)

神流町では、令和元年度 に森林環境譲与税を活用し、以下の事業を実施しました。

決算額		7,256 千円
内 訳	森林環境譲与税	7,256 千円
	基金利子及び配当金	0 千円
	その他(-)	0 千円

実施状況(実績)			事業費 (千円)			事業実績	税導入の効果
	事業名	事業内容		森林環境譲与税	その他財源		
1	森林経営管理事業委託	森林所有者に対し、「経営管理意向調査」を行う	1,320	1,320	0	黒田地区の私有林53.7ヘクタール、対象者56名に対し、森林経営に関するアンケート調査を実施。回答数44名、回答率8割	神流川森林組合の取り組みによって、私有林の約35%の所有者や土地境界が明らかにされているが、旧中里村の地域が大半を占めている。これにより、間伐等の森林整備も同地域が先行している状況にある。
2	森林環境譲与税基金積立金	経営管理制度の遂行等を目的とした基金の積立	5,936	5,936	0	市町村が自ら行う森林整備(市町村森林経営管理事業)や、今後実施する各種森林整備施策のために基金を設け、積立を行った。	譲与税を活用し、旧万場町地域においても森林所有者や土地境界の明確化を進めることにより、森林整備を推進していくことができる。 令和元年度においては、左記のとおりの実績となり、森林所有者の森林管理の現状及び今後の管理・経営の意向の確認を行った。
3			-	-	-		
計			7,256	7,256	0		